

第506回 岡山地方最低賃金審議会資料

資料目次

- 1 令和6年度岡山県特定最低賃金改正に関する申出意向表明一覧表 … 資料No. 1
- 2 令和5年度全国の特定最低賃金の審議・決定状況について …… 資料No. 2
- 3 令和5年度最低賃金の周知広報活動について …… 資料No. 3
- 4 地方最低賃金審議会委員による企業視察について …… 資料No. 4
- 5 令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況 …… 資料No. 5

参考資料

- デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）
…………… 参考資料No. 1
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①② …… 参考資料No. 2
- 賃金引上げ対策に関する資料 …… 参考資料No. 3
- 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて …… 参考資料No. 4

令和6年度 特定最低賃金改正に関する申出意向表明一覧表

資料No.1

番号	最低賃金の件名	設定区分	申 出 者 (申出のケース)	適 用 範 囲	適用労働者数 (適用使用者数)	提出年月日
1	岡山県 耐火物製造業最低賃金	改 正	岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	215 耐火物製造業 210 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	1,749 (39)	令和6年2月14日
2	岡山県 鉄鋼業最低賃金	改 正	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 (労働協約ケース)	22 鉄鋼業 (2251鉄鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)及び 当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。) 7282 純粋持株会社	8,002 (117)	令和6年2月14日
3	岡山県 空気圧縮機・ガス圧縮機・ 送風機、家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、 玉軸受・ころ軸受、 農業用機械、縫製機械、 生活関連産業用機械、 基礎素材産業用機械、 半導体・フラットパネル ディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、 他に分類されない生産用 機械・同部分品、 事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械 器具製造業 最低賃金	改 正	岡山県一般機械器具最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 2532 エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレベータ製造業 2535 冷凍機・温湿調整装置製造業 2594 玉軸受・ころ軸受製造業 261 農業用機械製造業(農業用器具を除く) (農業用トラクタ製造業を除く。) 2635 縫製機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 (2645包装・荷造機械製造業を除く。) 265 基礎素材産業用機械製造業 (2652化学機械・同装置製造業を除く。) 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 2693 真空装置・真空機器製造業 2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業 271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 250 } 260 } 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 270 } 7282 純粋持株会社	5,955 (147)	令和6年2月14日
4	岡山県 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	改 正	岡山県電気機械器具最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 (2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業 及び2973医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。) 30 情報通信機械器具製造業 7282 純粋持株会社	11,460 (204)	令和6年2月14日
5	岡山県 自動車・同附属品製造業 最低賃金	改 正	岡山県自動車・同附属品製造業 最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	311 自動車・同附属品製造業 310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	13,317 (188)	令和6年2月14日
6	岡山県 船舶製造・修理業、船用 機関製造業最低賃金	改 正	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 (労働協約ケース)	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3131船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、 木製漁船製造・修理業、3133舟艇製造・修理業を除く。) 310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	3,572 (79)	
7	岡山県 各種商品小売業最低賃金	改 正	UAゼンセン岡山県支部 (公正競争ケース)	56 各種商品小売業 7282 純粋持株会社	4,354 (51)	令和6年2月14日

※ 適用労働者数は令和3年事業所センサス及び令和5年最低賃金基礎調査結果より推計。

「7282 純粋持株会社」については、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各適用範囲の産業に分類されるものに限る。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
北海道	960	1	食品	-	954	996	+42	改正	公正	12/1
		2	鉄鋼	-	1,000	1,030	+30	改正	協約	12/1
		3	電気機械	-	955	997	+42	改正	協約	12/1
		4	船舶製造	-	948	990	+42	改正	協約	12/1
青森	898	5	鉄鋼	-	958	992	+34	改正	協約	1/19
		6	電気機械	-	888	927	+39	改正	公正	1/19
		7	各種商品小売	-	882	921	+39	改正	公正	12/21
		8	自動車小売	-	919	923	+4	改正	公正	12/21
岩手	893	9	鉄鋼・金属製品	-	908	949	+41	改正	協約	12/30
		10	光学機械器具	-	886	925	+39	改正	公正	12/30
		11	電気機械	-	877	917	+40	改正	公正	12/30
		12	百貨店	-	800	-	-	改正	協約	-
		13	各種商品小売	-	767	-	-	無	-	-
		14	自動車小売	-	903	945	+42	改正	公正	12/30
宮城	923	15	鉄鋼	-	983	1,003	+20	改正	協約	12/15
		16	電気機械	-	919	959	+40	改正	公正	12/15
		17	自動車小売	-	946	986	+40	改正	公正	12/15
秋田	897	18	非鉄金属	-	933	961	+28	改正	協約	12/24
		19	電気機械	-	891	930	+39	改正	協約	12/24
		20	輸送機械	-	938	961	+23	改正	協約	12/24
		21	自動車小売	-	897	938	+41	改正	協約	12/24
山形	900	22	一般機械	-	919	961	+42	改正	公正	12/25
		23	電気機械	-	903	945	+42	改正	公正	12/25
		24	輸送機械	-	919	961	+42	改正	公正	12/25
		25	自動車整備	-	923	965	+42	改正	公正	12/25
福島	900	26	非鉄金属	-	912	945	+33	改正	協約	12/20
		27	精密機械	-	889	928	+39	改正	公正	1/12
		28	電気機械	-	880	-	-	改正	公正	-
		29	輸送機械	-	916	954	+38	改正	協約	12/28
		30	自動車小売	-	922	960	+38	改正	協約	12/2
茨城	953	31	鉄鋼	-	1,004	1,046	+42	改正	協約	12/31
		32	一般機械	-	964	1,005	+41	改正	協約	12/31
		33	電気・精密機械	-	961	1,002	+41	改正	協約	12/31
		34	各種商品小売	-	881	-	-	無	-	-
栃木	954	35	塗料	-	1,023	1,061	+38	改正	協約	12/31
		36	一般機械	-	970	1,007	+37	改正	公正	12/31
		37	精密機械	-	971	1,008	+37	改正	公正	12/31
		38	電気機械	-	971	1,008	+37	改正	協約	12/31
		39	輸送機械	-	978	1,016	+38	改正	協約	12/31
		40	各種商品小売	-	874	-	-	改正	協約	-
群馬	935	41	鉄鋼	-	976	1,017	+41	改正	協約	12/29
		42	一般機械	-	965	1,006	+41	改正	公正	12/29
		43	電気機械	-	965	1,006	+41	改正	公正	12/29
		44	輸送機械	-	965	1,006	+41	改正	公正	12/29
埼玉	1028	45	非鉄金属	-	1,006	1,048	+42	改正	協約	12/1
		46	電気機械	-	1,013	1,055	+42	改正	協約	12/1
		47	輸送機械	-	1,013	1,055	+42	改正	協約	12/1
		48	光学機械器具	-	1,022	1,064	+42	改正	協約	12/1
		49	各種商品小売	-	849	-	-	無	-	-
		50	自動車小売	-	1,018	1,060	+42	改正	公正	12/1
千葉	1026	51	食品 調味料	-	889	-	-	改正	公正	-
		52	鉄鋼	-	1,054	1,096	+42	改正	協約	12/25
		53	一般機械	-	922	-	-	改正	公正	-
		54	精密機械	-	887	-	-	改正	公正	-
		55	電気機械	-	1,013	1,055	+42	改正	協約	12/25
		56	各種商品小売	-	848	-	-	改正	協約	-
		57	自動車(新車)小売	-	922	-	-	改正	公正	-
		新設	千葉県百貨店・総合スーパー	-	新設	-	-	新設	協約	-
新設	千葉県各種食料品小売業	-	新設	-	-	無	-	-		
東京	1113	58	鉄鋼	-	871	-	-	改正	協約	-
		59	一般機械	-	832	-	-	改正	協約	-
		60	電気・精密機械	-	829	-	-	無	-	-
		61	輸送機械	-	838	-	-	改正	協約	-
		新設	電気機械	-	新設	-	-	新設	協約	-
		新設	運送	-	新設	-	-	無	-	-
		新設	自動車小売	-	新設	-	-	新設	協約	-

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
神奈川県	1,112	62	塗料	-	894		-	改正	協約	-
		63	鉄鋼	-	874		-	改正	協約	-
		64	電線・ケーブル①	-	821		-	無	-	-
		65	一般機械①	-	857		-	無	-	-
		66	電気機械①	-	890		-	無	-	-
		67	自動車製造①	-	855		-	無	-	-
		68	自動車小売②	-	842		-	無	-	-
		新設	電線・ケーブル製造業	-	新設		-	新設	協約	-
		新設	ボイラ・原動機、一般産業用機械	-	新設		-	新設	公正	-
		新設	電子部品・デバイス	-	新設		-	新設	協約	-
		新設	自動車・同附属品製造業	-	新設		-	新設	協約	-
		新設	自動車(新車)小売業	-	新設		-	新設	協約	-
新潟県	931	69	電気機械	-	965	1,005	+40	改正	協約	12/27
		70	各種商品小売	-	842	932	+90	改正	協約	12/30
		71	自動車(新車)小売	-	961	997	+36	改正	協約	12/20
富山県	948	72	非鉄金属・金属製品	-	781		-	無	-	-
		73	一般機械・輸送機械	-	960	995	+35	改正	協約	12/20
		74	電気機械	-	910	951	+41	改正	協約	12/24
		75	百貨店	-	915	955	+40	改正	協約	12/15
		76	自動車小売	-	769		-	無	-	-
石川県	933	77	繊維	-	782		-	改正	協約	-
		78	金属製品	6,102	763		-	無	-	-
		79	金属製品、一般機械、電気機器	-	971	1,000	+29	改正	公正	12/31
		80	電気機械	-	923	963	+40	改正	協約	12/31
		81	輸送機械	-	971	1,000	+29	改正	協約	12/31
		82	百貨店	-	915	950	+35	改正	公正	12/31
福井県	931	83	繊維	-	830		-	改正	協約	-
		84	一般機械	-	915	933	+18	改正	協約	12/24
		85	電気機械	-	857		-	改正	協約	-
		87	百貨店	-	840		-	改正	協約	-
山梨県	938	88	電気機械	-	959	997	+38	改正	公正	12/16
		89	輸送機械	-	961	971	+10	改正	協約	12/10
長野県	948	90	印刷製版	-	850		-	無	-	-
		91	一般機械・輸送機械	-	956	994	+38	改正	公正	12/20
		92	精密機械・電気機械	-	945	983	+38	改正	公正	12/24
		93	各種商品小売	-	910	950	+40	改正	協約	12/31
岐阜県	950	94	電気機械	-	929	965	+36	改正	協約	12/21
		95	輸送機械(自)	-	972	1,005	+33	改正	協約	12/21
		96	輸送機械(航)	-	991	1,031	+40	改正	協約	12/21
静岡県	984	97	製紙	-	786		-	無	-	-
		98	ゴム	-	915		-	無	-	-
		99	鉄鋼、非鉄金属	-	979	1,012	+33	改正	公正	12/21
		100	一般機械・輸送機械	-	995	1,028	+33	改正	協約	12/21
		101	電気機械	-	964	997	+33	改正	協約	12/21
		102	各種商品小売	-	886		-	無	-	-
愛知県	1027	103	繊維	-	732		-	無	-	-
		104	鉄鋼	-	1,018	1,059	+41	改正	協約	12/16
		105	一般機械	-	968		-	改正	協約	-
		106	精密機械	-	875		-	無	-	-
		107	電気機械	-	901		-	改正	協約	-
		108	輸送機械	-	997	1,028	+31	改正	協約	12/16
		109	各種商品小売	-	847		-	無	-	-
		110	自動車(新車)小売①	-	800		-	無	-	-
		111	自動車(新車)小売②	-	943		-	改正	協約	-
新設	百貨店・総合スーパー	-	新設		-	無	-	-		
三重県	973	112	窯業	-	923		-	無	-	-
		113	鉄鋼	5,907	739		-	無	-	-
		114	電線・ケーブル	-	970	999	+29	改正	協約	12/21
		115	金属製品	-	843		-	改正	協約	-
		116	一般機械	-	762		-	改正	協約	-
		117	電気機械	-	952	987	+35	改正	協約	12/21
		118	輸送機械	-	987	1,022	+35	改正	協約	12/21
滋賀県	967	119	繊維	-	789		-	改正	協約	-
		120	窯業	-	967	1,000	+33	改正	公正	12/31
		121	一般機械	-	978	1,013	+35	改正	公正	12/31
		122	精密機械・電気機械	-	965	1,003	+38	改正	協約	12/31
		123	輸送機械	-	981	1,016	+35	改正	公正	12/31
		124	各種商品小売	-	840		-	改正	公正	-

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
京 都	1008	125	金属製品	-	933		-	改正	協約	-
		126	一般機械	-	822		-	改正	協約	-
		127	電気機械	-	986	1,025	+39	改正	協約	2/4
		128	輸送機械	-	993	1,028	+35	改正	協約	2/4
		129	各種商品小売	-	938		-	無	-	-
		130	自動車(新車)小売	-	939		-	改正	協約	-
		新設	京都府百貨店、総合スーパー	-	新設		-	新設	協約	-
大 阪	1064	131	塗料	-	1,031	1,070	+39	改正	協約	12/1
		132	鉄鋼	-	996	1,066	+70	改正	協約	12/1
		133	非鉄金属	-	993		-	改正	協約	-
		134	一般機械・輸送機械	-	1,028	1,070	+42	改正	協約	12/1
		135	電気機械	-	994	1,068	+74	改正	協約	12/1
		136	輸送機械(自)	-	998	1,068	+70	改正	協約	12/1
		137	自動車小売	-	993		-	改正	協約	-
兵 庫	1001	138	繊維	-	800		-	無	-	-
		139	塗料	-	1,000	1,048	+48	改正	協約	12/1
		140	鉄鋼	-	1,024	1,065	+41	改正	協約	12/1
		141	一般機械	-	993	1,035	+42	改正	協約	12/1
		142	精密機械	-	963	1,002	+39	改正	協約	12/1
		143	電気機械	-	961	1,002	+41	改正	協約	12/1
		144	輸送機械	-	1,034	1,075	+41	改正	協約	12/1
		145	各種商品小売	-	797		-	無	-	-
奈 良	936	146	自動車小売	-	963		-	改正	協約	-
		147	一般機械	-	905		-	改正	協約	-
		148	電気機械	-	891		-	改正	協約	-
		149	自動車小売	-	892		-	改正	協約	-
和 歌 山	929	150	木材	6,527	816		-	無	-	-
		151	鉄鋼	-	1,008	1,050	+42	改正	協約	12/30
		152	百貨店	-	869		-	改正	公正	-
鳥 取	900	新設	各種食料品小売	-	新設		-	新設	公正	-
		153	電気機械	-	859	906	+47	改正	協約	12/17
島 根	904	154	各種商品小売	-	718	902	+184	改正	協約	12/15
		155	鉄鋼	-	987	1,034	+47	改正	公正	12/2
		156	一般機械	-	963	1,010	+47	改正	公正	12/9
		157	電気機械	-	882	929	+47	改正	公正	12/10
		158	輸送機械	-	951	970	+19	改正	公正	12/15
		159	百貨店	-	750	905	+155	改正	公正	12/28
岡 山	932	160	自動車(新車)小売	-	932	960	+28	改正	協約	11/29
		161	窯業(耐火物)	-	954	980	+26	改正	公正	12/21
		162	鉄鋼	-	1,010	1,050	+40	改正	協約	12/15
		163	一般機械	-	972	1,005	+33	改正	公正	1/11
		164	電気機械	-	932	974	+42	改正	公正	12/21
		165	輸送機械(自)	-	956	991	+35	改正	公正	12/15
		166	輸送機械(船)	-	1,003	1,041	+38	改正	協約	12/29
広 島	970	167	各種商品小売	-	910	933	+23	改正	公正	1/10
		168	鉄鋼	-	1,024	1,064	+40	改正	協約	12/31
		169	金属製品	-	969	1,002	+33	改正	公正	12/31
		170	一般機械	-	984	1,020	+36	改正	公正	12/31
		171	電気機械	-	953	995	+42	改正	協約	12/31
		172	輸送機械(自)	-	964	998	+34	改正	協約	12/31
		173	輸送機械(船)	-	999	1,030	+31	改正	公正	12/31
		174	各種商品小売	-	903		-	改正	協約	-
		175	自動車小売	-	958	993	+35	改正	公正	12/31
新設	百貨店・総合スーパー、各種商品小売業	-	新設		-	新設	公正	-		
山 口	928	176	鉄鋼・非鉄金属	-	1,024	1,064	+40	改正	協約	12/15
		177	電気機械	-	948	986	+38	改正	協約	12/15
		178	輸送機械	-	985	1,036	+51	改正	協約	12/15
		179	百貨店	-	907	948	+41	改正	協約	12/15
徳 島	896	180	木材	-	876		-	改正	公正	-
		181	一般機械	-	977	1,020	+43	改正	公正	12/21
		182	電気機械	-	942	983	+41	改正	公正	12/21
香 川	918	183	食品	-	849		-	無	-	-
		184	一般機械	-	1,000	1,040	+40	改正	公正	12/15
		185	電気機械	-	942	982	+40	改正	公正	12/15
		186	輸送機械(船)	-	1,003	1,041	+38	改正	公正	1/3
愛 媛	897	187	製紙	-	977	1,006	+29	改正	公正	12/25
		188	一般機械	-	963	997	+34	改正	協約	12/25
		189	電気機械	-	947	987	+40	改正	協約	12/25
		190	輸送機械(船)	-	985	1,015	+30	改正	公正	12/25
		191	各種商品小売	-	854		-	改正	公正	-
高 知	897	192	電気機械①	-	793		-	改正	公正	-
		193	一般貨物	-	910		-	改正	協約	-

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額			
福岡	941	194	鉄鋼	-	1,010	1,053	+43	改正	協約	12/10
		195	電気機械	-	977	1,019	+42	改正	協約	12/10
		196	輸送機械	-	987	1,029	+42	改正	協約	12/10
		197	百貨店	-	897	945	+48	改正	協約	12/10
		198	自動車(新車)小売	-	987	1,028	+41	改正	協約	12/10
佐賀	900	199	陶磁器	-	854	901	+47	改正	公正	12/9
		200	一般機械	-	929	974	+45	改正	公正	12/29
		201	電気機械	-	900	943	+43	改正	協約	12/29
長崎	898	202	一般機械	-	875		-	改正	協約	-
		203	電気機械	-	864		-	改正	公正	-
		204	輸送機械(船)	-	875		-	改正	協約	-
熊本	898	205	電気機械	-	896	940	+44	改正	協約	12/15
		206	輸送機械	-	931	965	+34	改正	協約	12/15
		207	百貨店	-	855		-	改正	協約	-
大分	899	208	鉄鋼	-	1,010	1,053	+43	改正	協約	12/25
		209	非鉄金属	-	965	1,005	+40	改正	協約	12/25
		210	電気機械	-	896	941	+45	改正	公正	12/25
		211	輸送機械(自・船)	-	916	951	+35	改正	協約	12/25
		212	各種商品小売	-	716		-	改正	公正	-
		213	自動車(新車)小売	-	902	942	+40	改正	公正	12/25
宮崎	897	214	食品	-	678		-	改正	公正	-
		215	電気機械	-	831		-	改正	公正	-
		216	各種商品小売	-	705		-	改正	協約	-
		217	自動車(新車)小売	-	890	927	+37	改正	協約	12/20
鹿児島	897	218	電気機械	-	842		-	改正	協約	-
		219	百貨店	-	693		-	無	-	-
		220	自動車(新車)小売	-	902	945	+43	改正	協約	12/24
沖縄	896	221	食品(糖)	-	769		-	改正	公正	-
		222	新聞	-	879		-	改正	公正	-
		223	各種商品小売	-	770		-	改正	公正	-
		224	自動車(新車)小売	-	770		-	改正	協約	-

令和5年度 最低賃金の周知広報活動について

1 周知広報の概要

例年同様の取組みとして、公的機関や使用者・労働者団体などへリーフレット配布、各種広報紙への掲載や関係団体HPに掲載を行った。また、プレスリリースにより新聞やメディアを通じた広報を行った（詳細は下記のとおり）。

新たな取組みとして、JR岡山駅に設置されているデジタル画面に最低賃金・業務改善助成金リーフレットを掲載。また、ファジアーノ岡山のホームゲームにおいて、大型ビジョンへ同チームとコラボ作成した広報CMを放映。制作したCMデータを活用し、岡山駅南地下道大型ワイドビジョンの広報周知を行った。

○キャッチフレーズ「必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。」

○実施時期

- ・地域別最低賃金 令和5年9月～
- ・特定最低賃金 令和5年12月～

○周知用資料

- ・ポスター、リーフレット

2 主な実施事項等

(1) 令和5年度新たな取組

① 岡山駅デジタル画面

10月1日～10月8日の間を最賃周知強化期間として、JR岡山駅の東西連絡通路に設置されている上部フラッグ型デジタル画面（70インチ18面セット）に最低賃金・業務改善助成金リーフレットを掲載。掲載時間は、6時～24時まで、15秒/6分ロール。（岡山駅利用者数 約12万/1日）



岡山駅東西連絡通路

② 広報CM

11月5日ファジアーノ岡山のホームゲーム最終戦（観客約8,000人）において、ハーフタイム中に大型ビジョンへ同チームとコラボ作成した広報CMを放映。制作したCMデータを活用し、12月1日から末日にかけて岡山駅南地下道大型ワイドビジョンで放映した。



ファジアーノ岡山 大型ビジョン



岡山駅南地下道大型ワイドビジョン

(2) 県最賃について8月7日(答申、助成金等支援策)及び8月31日(改定、助成金等支援策)に、特定最賃について11月16日(答申、助成金等支援策)及び12月12日(改定、助成金等支援策)にそれぞれプレスリリースしたほか、随時、取材に応じて広報を実施。

主な報道状況は次のとおり。

- ① 山陽新聞（8月8日、9月1日、10月25日、11月18日）

- 津山朝日新聞（9月22日）
- ② NHK（岡山放送局）（8月7日）
瀬戸内海放送（8月8日、8月10日）
岡山放送（8月8日、9月6日）
- ③ FM ラジオ「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」（10月8日）

(3) 国の関係機関へのポスター掲示等の依頼
（県内の税務署、年金事務所、法務局、中国運輸局岡山運輸支局、広島入国管理局岡山出張所など）

(4) 岡山県庁及び各県民局、岡山県国際交流協会、岡山県産業振興財団などへの庁舎内ポスター掲示、広報誌等への掲載依頼

① 産業労働部労働雇用政策課広報誌「おかやま労働」2023年秋号、2024年冬号に掲載

② 県ホームページに掲載

(5) 県内の全27市町村へのポスター掲示、広報誌掲載等依頼
3月末までに27市町村の広報誌・ホームページに掲載。

(6) 県内の全32商工会議所・商工会へポスター掲示、会報誌掲載等の依頼
2月末までに32商工会議所・商工会で会報誌・ホームページに掲載。

(7) 使用者団体、労働組合、主要交通機関等（313団体）への周知広報依頼

① 岡山県労働基準協会会報誌「岡山労働基準弘報」10、1月号に掲載

② 岡山県商工会連合会会報誌「eコミ。おかやま」11月号に掲載

③ 岡山県経営者協会会報誌「岡山経協ニュース」9、12月号に掲載

④ 岡山県中小企業団体中央会「中央会おかやま」9月号に掲載

⑤ 津山広域事務組合「広域行政ホットニュース1月20日発行」に掲載

⑥ JR西日本岡山支社10駅へポスター掲載

⑦ 連合岡山のホームページに掲載

⑧ 岡山県社会保険労務士会のホームページに掲載

⑨ 岡山ビルメンテナンス協会のホームページに掲載

⑩ 岡山県トラック協会のホームページに掲載

⑪ 岡山県建設業協会のホームページに掲載

⑫ 林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部のホームページに掲載

⑬ 岡山県社会福祉協議会のホームページに掲載

⑭ 一般財団法人岡山県社会保険協会のホームページに掲載

⑮ 協同組合岡山県労務協会のホームページに掲載

ほか

- (8) 県内の求人情報誌への掲載依頼
 - 4紙に掲載依頼
(KG 情報岡山支社、山陽リビングメディア、アイテム岡山営業所、ニッポー印刷株式会社)
 - 2誌に掲載
(アルパ、e 求人タイムス)

- (9) 県内の大学・短大等の教育機関29機関へのポスター掲示等の依頼

- (10) 最低賃金ポータルサイトの設置(本省) (<https://pc.saiteichingin.info/>)
及び利用促進のための周知

- (11) 岡山労働局、県内の監督署及び安定所でのポスターの掲示、リーフレット等による来庁者等への周知広報。岡山労働局ウェブサイトのトップページに最低賃金バナーを常時掲載

- (12) 各種会議、講習会等においてリーフレット配付による周知広報

地方最低賃金審議会委員による企業視察について(案)

1 経過について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生により中断していた企業視察について、令和4年3月10日に開催された第495回審議会において、再開することが決定し、令和4年6月21日使側推薦事業場1社を訪問した。
- (2) 公労使委員から企業視察が有意義であったとの意見を踏まえ、令和5年3月7日の第501回審議会で、令和5年度も引き続き企業視察の実施が決定した。
- (3) 令和5年度の企業視察は、労使双方から1社の推薦を受け、令和5年6月19日に実施した。

2 今後の対応について

(1) 企業視察の方針について

ア 視察の趣旨・目的

地域の実情、中小企業の実態を審議会委員が視察し、審議の参考とすることを目的とする。

イ 実施時期

上記アから、令和6年6月までの実施が望ましい。

ウ 事業場の選定

最低賃金の引き上げの影響を受けることが見込まれる事業場、中小企業の経営状況、賃金事情、低賃金労働者の作業実態把握に向けて理解が得られる事業場とする。(2事業場)

具体的な事業場選定については、労使双方から1社の推薦をいただき、事務局において調整等を行う。

(2) 今後のスケジュール

令和6年3月8日 企業視察の方針について審議

(実施するとした場合)

令和6年3～4月 事業場選定、事業場事前打ち合わせ(最低賃金制度、視察の趣旨説明、視察の概要等)、企業視察日確定
視察日確定後、審議会委員に案内、参加者集約

令和6年5月 当日のスケジュール確定、正式通知、事業場打ち合わせ

令和6年6月 企業視察実施

令和5年度 岡山地方最低賃金審議会及び専門部会の公開・非公開の現状

	主な審議内容	開催日時	公開・非公開
岡山地方最低賃金審議会	岡山県最低賃金の改正諮問 特定最低賃金の必要性諮問	令和5年7月4日	公開
	中賃からの目安伝達 特定最低賃金の改正諮問 岡山県最低賃金の改正に係る意見発表	令和5年7月31日	公開
	岡山県最低賃金の金額審議・答申 (専門部会で全会一致とならなかった場合)		(公開)
	岡山県最低賃金の答申に係る異議審	令和5年8月23日	非公開
	特定最低賃金の金額審議・答申 (専門部会で全会一致とならなかった場合)	令和5年11月13日	非公開
	特定最低賃金の答申に係る異議審		(非公開)
	特定最低賃金に係る意向表明	令和6年3月8日	公開
岡山県最低賃金専門部会	第1回 部会長選任・資料説明	令和5年7月31日	公開
	第2回～第4回 金額審議・答申	令和5年8月2日 令和5年8月4日 令和5年8月7日	非公開
特定最低賃金専門部会	第1回 部会長選任・資料説明 必要性の有無について審議	令和5年8月30日～ 令和5年9月15日	公開
	第2回～第4回 必要性の有無について審議 金額審議・答申又は本審報告	令和5年9月22日～ 令和5年11月10日	非公開

公開審議は、議事録を岡山労働局ホームページに掲載します。

非公開審議は、議事要旨を岡山労働局ホームページに掲載します。

審議会資料は、全て岡山労働局ホームページに掲載します。

令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況

資料No.5-

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	△	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
秋田	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録	○	△	議事録	○
茨城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
栃木	△	議事録	○	△	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	○	議事録	○
千葉	○	議事録	○	△	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
新潟	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
富山	○	議事録	○	△	議事録	○
石川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福井	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山梨	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
長野	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岐阜	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
三重	○	議事録	○	△	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	△	議事録	○
京都	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○
奈良	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山口	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
佐賀	○	議事録	○	△	議事録	○
長崎	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
熊本	○	議事録	○	×	議事録(一部)	○
大分	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
宮崎	△	議事録	○	△	議事録	○
鹿児島	△	議事録	○	△	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	○	議事録	○

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

最低賃金額については、今年度全国加重平均1,004円となり、目標としていた1,000円を超えたが、更に着実に引上げを行っていく必要がある。公労使の三者の最低賃金審議会では毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。また、最低賃金の継続的な引上げに対応して、事業再構築や業務改善等の支援措置を充実する。

- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

人手不足に悩む中小企業・小規模事業者のため、省人化・省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性がある支援措置を新たに実施するとともに、事業の実情に合わせた生産プロセスの効率化・高度化を支援する。地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。

中小企業等の生産性向上のため、設備投資、販路開拓、情報通信機器・ソフトウェアの導入（インボイス制度への対応支援を含む）、海外展開について、支援を行う。

- ・生産性向上に向けた設備投資等の費用を助成する「業務改善助成金」（厚生労働省）〈再掲〉

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。



賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE 1

株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2

岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら



賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省は、平均的な賃金額を周知し、賃金の引き上げに向けた取り組みをお願いしています。
この資料を参考に、賃金引き上げをご検討ください。

北海道「一般労働者^{注1、2}」の平均的な賃金額（年齢別、3年平均）

北海道	産 業 計			電子部品・デバイス・電子回路製 造業		
	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給 注3)	年間賞与等 特別給	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
合 計	千円	円	千円	千円	円	千円
合計	271.8	1,637	701.9	287.4	1,742	1,114.6
～19歳	175.2	1,045	136.1	181.2	1,070	3.5
20～24歳	199.5	1,190	376.3	197.1	1,202	728.5
25～29歳	225.6	1,362	577.8	217.5	1,326	718.6
30～34歳	252.1	1,522	674.8	250.7	1,535	852.0
35～39歳	271.8	1,644	735.6	287.3	1,752	1,026.3
40～44歳	289.1	1,742	845.3	260.0	1,548	875.6
45～49歳	304.2	1,821	890.6	292.7	1,767	998.8
50～54歳	311.3	1,872	901.8	365.4	2,210	1,656.6
55～59歳	305.6	1,834	844.1	357.2	2,173	1,698.2
60～64歳	262.1	1,588	491.9	289.6	1,795	1,097.7
65～69歳	231.3	1,382	255.1	-	-	-
70歳～	231.8	1,397	183.8	-	-	-

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(以下の表も同じ。)

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいいます。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。
3. 「所定内給与(時給)」は、「所定内給与額」を「所定内実労働時間」で除したものです。(次表も同じ。)

北海道「短時間労働者」の平均的な所定内給与額（産業別、3年平均）

北海道	産 業 計	製造業
	円	円
1時間当たり 所定内給与額	1,210	1,039

「(短時間労働者)都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計(10人以上)産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。

北海道「職種」別の平均的な賃金額注1（一般労働者、3年平均）

職種注2	平均年齢	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
	歳	千円	円	千円
生産工程従事者	43.2	231.5	1,383	615.8
はん用・生産用・業務用機械器具 組立従事者	44.9	248.8	1,408	783.2
清掃員（ビル・建物を除く）、廃 棄物処理従事者	50.2	206.5	1,252	414.7
運搬・清掃・包装等従事者	49.7	218.5	1,327	394.5
金属プレス従事者	44.3	246.8	1,484	762.3
金属溶接・溶断従事者	43.8	263.5	1,475	695.6

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第2表 都道府県、職種(大分類)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」または「(一般労働者)都道府県別第3表 都道府県、職種(特掲)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」の、都道府県ごとの職種別の2020~2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 赤字の職業は職業大分類です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

年収の壁・支援強化パッケージの詳細はこちら→



◆106万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方の、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対する**支援を行います。**

- ✓ 企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】の新設

新たに労働者を社会保険に加入(適用)させる際に、労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げ、労働時間の延長を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。

- ✓ 社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

◆130万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作ります。

◆配偶者手当への対応

配偶者手当の見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

配偶者手当の
詳細はこちら→



年収の壁突破・総合相談窓口

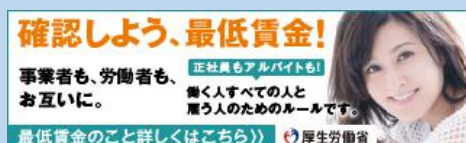
0120-030-045 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日はご利用いただけません。)

賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内



このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）


経営力向上計画


検索


問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）		経営強化税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）			
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。			(⑥と同じ) 

⑧ 事業再構築補助金		事業再構築補助金	検索
問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080			
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。			


⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		ものづくり補助金	検索
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）			
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。			


⑩ 小規模事業者持続化補助金		持続化補助金	検索
問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602			
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		(商工会地区) 	(商工会議所地区) 


⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金		IT 導入補助金	検索
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424			
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。			


⑫ 事業承継・引継ぎ補助金		事業承継・引継ぎ補助金	検索
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043			
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。			

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		



⑭ パートナーシップ構築宣言	パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688		
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	官公需基本方針	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		


⑯ 官公需情報ポータルサイト	官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度	セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795		
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		


⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	マル経融資	検索
問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店		
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	(日商) 	(公庫) 

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金	建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず
支援拠点

売上拡大
経営改善

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！
お気軽にご連絡ください。

- 1 売り上げ拡大のための解決策を提案します
⇒「経営革新支援」
- 2 資金繰りや事業再生等に関する
経営改善のための経営相談に応じます
⇒「経営改善支援」
- 3 地域の支援機関とのネットワークを活用して、
経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します
⇒「ワンストップサービス」

各都道府県のよろず支援拠点はこちら

裏面をご覧ください

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください！

※「よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。
(独) 中小企業基盤整備機構が、「よろず支援拠点」の活動支援等を行う「よろず支援拠点全国本部」となっています。

各都道府県のよろず支援拠点

	拠点名	住所	相談電話番号	設置機関	
北海道	北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	
東北	青森県よろず支援拠点	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-721-3787	(公財) 21 あおもり産業総合支援センター	
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3826	(公財) いわて産業振興センター	
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-14-2	022-393-8044	宮城県商工会連合会	
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5605	(公財) あきた企業活性化センター	
	山形県よろず支援拠点	山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階	023-647-0708	(公財) 山形県企業振興公社	
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階 403号室	024-954-4161	(公財) 福島県産業振興センター	
関東	茨城県よろず支援拠点	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5339	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	
	栃木県よろず支援拠点	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2618	(公財) 栃木県産業振興センター	
	群馬県よろず支援拠点	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階	027-265-5016	(公財) 群馬県産業支援機構	
	埼玉県よろず支援拠点	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	0120-973-248	(公財) 埼玉県産業振興公社	
	千葉県よろず支援拠点	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト23階	043-299-2921	(公財) 千葉県産業振興センター	
	東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階	03-6205-4728	(一社) 東京都信用金庫協会	
	神奈川県よろず支援拠点	横浜市中区尾上町5-80	045-633-5071	(公財) 神奈川県産業振興センター	
	新潟県よろず支援拠点	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階	025-246-0058	(公財) にいがた産業創造機構	
	山梨県よろず支援拠点	甲府市南口町7-20	055-288-8400	(公財) やまなし産業支援機構	
	長野県よろず支援拠点	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5875	(公財) 長野県産業振興機構	
	静岡県よろず支援拠点	静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5117	静岡商工会議所	
	中部	愛知県よろず支援拠点	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 ウィンクあいち14階	052-715-3188	(公財) あいち産業振興機構
		岐阜県よろず支援拠点	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階 (県民ふれあい会館)	058-277-1088	(公財) 岐阜県産業経済振興センター
		三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階	059-228-3326	(公財) 三重県産業支援センター
富山県よろず支援拠点		富山市高田527 情報ビル1階	076-444-5605	(公財) 富山県新世紀産業機構	
石川県よろず支援拠点		金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-6711	(公財) 石川県産業創出支援機構	
近畿		福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル3階	0776-67-7402	(公財) ふくい産業支援センター
	滋賀県よろず支援拠点	大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階	077-511-1425	(公財) 滋賀県産業支援プラザ	
	京都府よろず支援拠点	京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	(公財) 京都産業21	
	大阪府よろず支援拠点	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階	06-4708-7045	(公財) 大阪産業局	
	兵庫県よろず支援拠点	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085	(公財) ひょうご産業活性化センター	
	奈良県よろず支援拠点	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-81-3840	(公財) 奈良県地域産業振興センター	
	和歌山県よろず支援拠点	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ6階	073-433-3100	(公財) わかやま産業振興財団	
	中国	鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	0857-31-6851	鳥取県商工会連合会
		島根県よろず支援拠点	松江市北陵町1番地テクノアークしまね内	0852-60-5103	(公財) しまね産業振興財団
		岡山県よろず支援拠点	岡山市北区磨屋町3-10 (クリエイティブコワーキングスペースTOGITOGI内)	086-206-2180	(公財) 岡山県産業振興財団
		広島県よろず支援拠点	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階	082-240-7706	(公財) ひろしま産業振興機構
山口県よろず支援拠点		山口市小郡令和1丁目1-1 山口市産業交流拠点施設4階	083-902-5959	(公財) やまぐち産業振興財団	
四国		徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町5番地8-8 徳島経済産業会館2階	088-676-4625	(公財) とくしま産業振興機構
		香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-6090	(公財) かがわ産業支援財団
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館内	089-960-1131	(公財) えひめ産業振興財団	
	高知県よろず支援拠点	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5階	088-846-0175	(公財) 高知県産業振興センター	
九州	福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-7809	(公財) 福岡県中小企業振興センター	
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町大字八戸溝114番地	0952-34-4433	(公財) 佐賀県産業振興機構	
	長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階	095-828-1462	長崎県商工会連合会	
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町大字田原2081番地10	096-286-3355	(公財) くまもと産業支援財団	
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-537-2837	(公財) 大分県産業創造機構	
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎県工業技術センター2階 (宮崎テクノリサーチパーク内)	0985-74-0786	(公財) 宮崎県産業振興機構	
鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館3階	099-219-3740	(公財) かがしま産業支援センター		
沖縄	沖縄県よろず支援拠点	那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	098-851-8460	沖縄県商工会連合会	

よろず支援拠点全国本部 (独) 中小企業基盤整備機構

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください!

よろず支援拠点コーディネーター等がご相談をお受けします!

※このチラシは、よろず支援拠点全国本部が作成しています。



令和5年度 業務改善助成金 のご案内

≪ 賃金UP・設備投資等・生産性向上におすすめの助成金 ≫

申請期限の延長！ (パターンAのみ) 岡山労働局版 (R5.12.26改正)

岡山働き方改革推進支援センター
公式キャラクター「ももんごん」

制度の概要

パターンAのみ：申請期限が令和6年3月31日に延長されました！

- ①事業場内最低賃金を一定額以上「引き上げる」又は「引上げ済み(50人未満のみ)」
- ②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。 **②の費用の一部助成**



対象事業場

- 中小企業・小規模事業者
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！

全て☑：助成金の対象の可能性あり

★ 申請期限(必着) ★

【パターンA】：R6.3.31 (延長！)

【パターンB】：R6.1.31 (変更なし)

① **事業完了期限**

② **申請も、②の期限に再設定いただく場合あり**

R6.1.31までの申請：R6.2.1以降の申請
→R6.2.28まで →R6.4.1~R7.2.28

申請のパターン 及び 条件

【パターンA】

これから賃金を引き上げる場合

- 事業実施計画
- 賃金引上げ計画
- (申請後)引上げ・支払い

【パターンB】

既に賃金を引き上げた場合

- 事業実施計画
- 賃金引上げ結果

● 令和5年4月1日完了
● 事業規模50人未満
● 12月31日に完了

982円以下ならOK

岡山県の場合 (引上げ前の) 事業場内最低賃金

942円以下ならOK

10月以降の岡山県最低賃金932円のため

9月以前の岡山県最低賃金892円のため

助成限度額

()内は事業規模30人未満の場合の上限額

賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額(万円)

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額(万円)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上 ※1
30円	30 (60)	50 (90)	70 (100)	100 (120)	120 (130)
45円	45 (80)	70 (110)	100 (140)	150 (160)	180 (180)
60円	60 (110)	90 (160)	150 (190)	230 (230)	300 (300)
90円	90 (170)	150 (240)	270 (290)	450 (450)	600 (600)

岡山県の助成率

【パターンA】
(これから賃上げ)

【パターンB】
(既に賃上げ済み)

(引上げ前の) 事業場内最低賃金

- ① 932円~949円 4/5 (80%)
- ② 950円~982円 3/4 (75%)
- ① 892円~899円 9/10 (90%)
- ② 900円~942円 4/5 (80%)

生産性要件 ※2 を満たした場合

- ① 9/10 (90%)
- ② 4/5 (80%)
- ① 9/10 (90%)
- ② 9/10 (90%)

※1 10人以上の上限度区分：事業場内最低賃金が「左欄②950円~982円」の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準以上の場合等に加算

賃金UP 

設備投資・生産性向上 業務改善助成金

活用



過去の岡山県内 導入事例

【製造業(縫製)】



◇新型ミシン

- ☞作業能率の向上
- ☞初心者でも作業が可能

【小売業】



- ◇POSレジシステム
- ◇受発注システム

- ☞在庫管理の短縮

【理美容業】



◇新型の洗髪台

- ☞作業能率の向上

【洗濯業】



- ◇大型洗濯機・乾燥機の増設

- ☞労働能率の向上

【接客業】



- ◇自動釣銭機
- ◇勤怠打刻機

- ☞労働能率の向上

【飲食業】

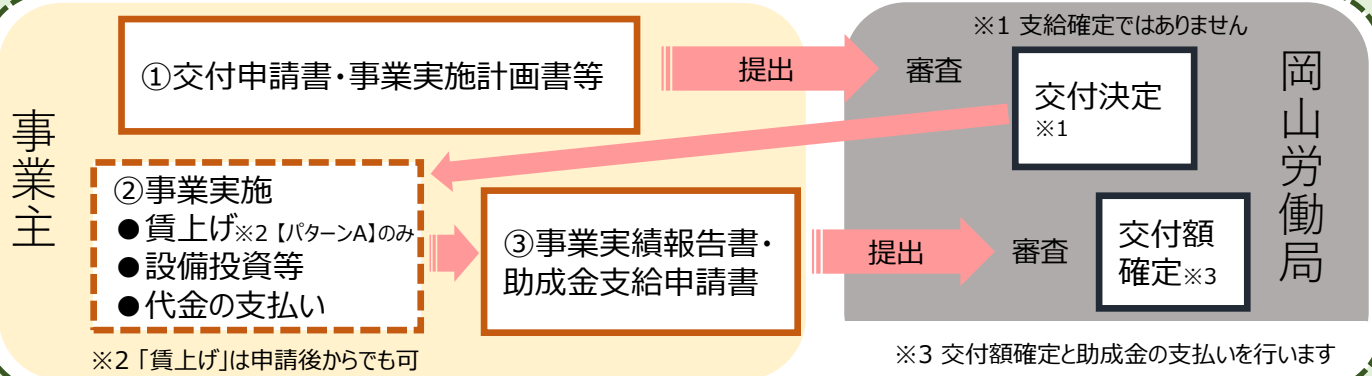


- ◇食器洗浄機
- ☞洗浄時間の短縮

◇フードスライサー

- ☞肉細分作業の短縮

手続きの流れの一例 (概略)



受給までの具体的な流れ(パターンAの例) → 1/31までの申請の場合

- 1月9日 事業場内最低賃金932円(対象者2人)を1月16日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を90万円(事業場規模5人)とする助成金の交付申請書を提出
- 1月16日 就業規則を改定し、事業場内最低賃金を30円引き上げた962円とする
- 2月5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 2月19日 生産性向上に役立つ機器を導入して業務改善を行い、機器代金120万円を支払う
(注) 機器の購入は、交付決定後に行った場合のみ、助成金の対象
- 2月26日 対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う
- 3月4日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出
- 3月25日 労働局が審査の上、交付額確定と助成金の支払いを実施
→ その後、状況報告が必要となります

本例はこれから賃金を引き上げる場合

→ 早めの申請をお勧めします 



 岡山労働局



業務改善助成金



検索



【制度のお問い合わせ先】
業務改善助成金
コールセンター
Tel0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】
岡山働き方改革
推進支援センター
Tel0120-947-188

【申請先】
岡山労働局
雇用環境・均等室
Tel086-224-7639

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店, 総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

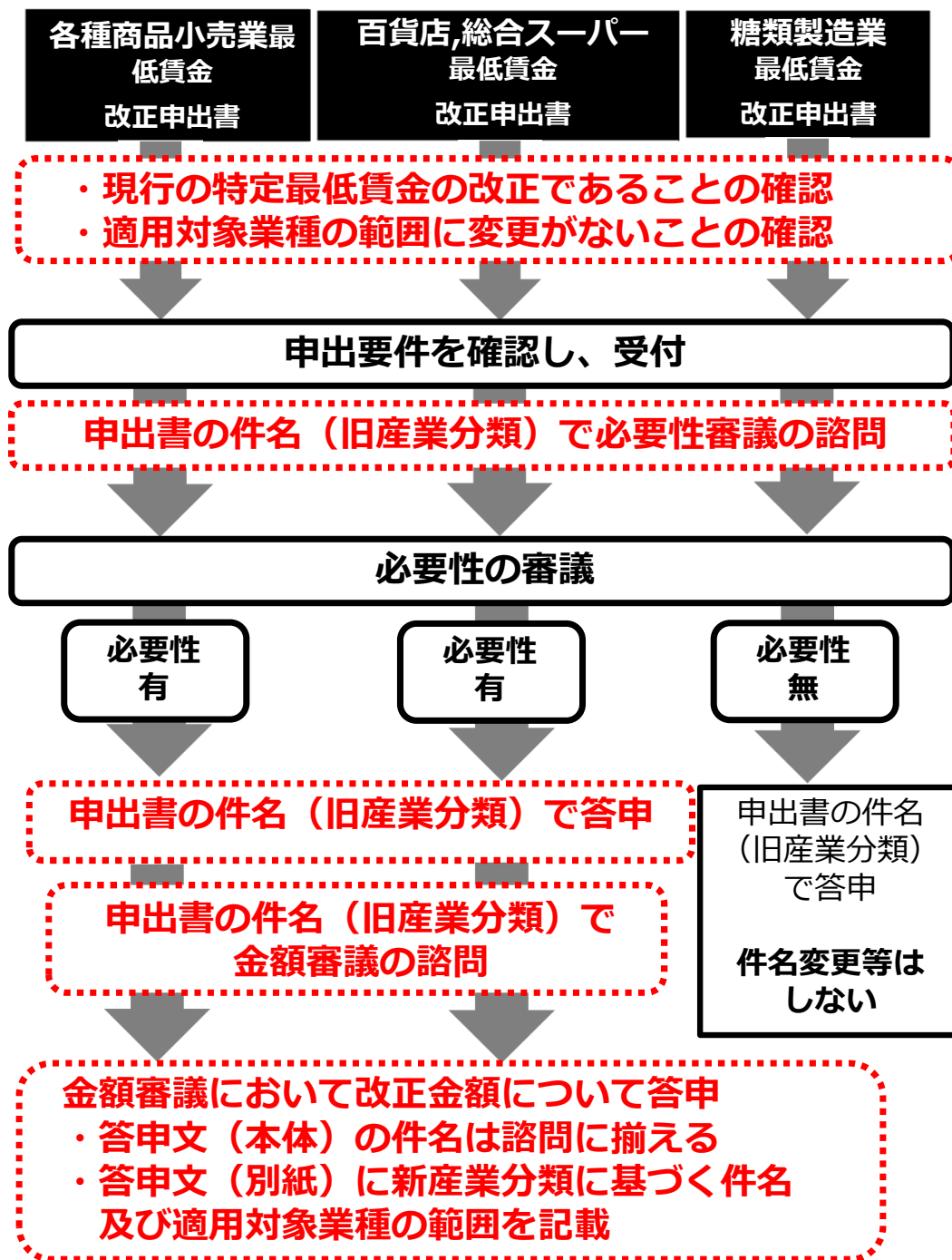
3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）
(以下、略)

件名は諮問に揃える

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)

<答申文（別紙）>

(別紙)
●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
1 (略)
2 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく件名を記載

(別紙)
●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
1 (略)
2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載